
直近5年の法改正を総整理！

嫡出推定制度の見直し

相続登記の義務化も

講師レジュメ

辰巳法律研究所

松本 雅典 専任講師

辰巳法律研究所

目次

民法	4
1 親子関係	4
2 物権法・相続法	8
3 特別養子	9
4 相続法	10
5 成人年齢	11
不動産登記法	12
1 所有者不明不動産の解消	12
2 借地借家法（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律）	23
3 法人の印鑑証明書の提供・登記事項証明書の作成期限	24
4 相続法	25
会社法・商法・商業登記法	26
1 旧氏の記録、住所非表示措置	26
2 管轄外の本店移転の登記を申請する場合の印鑑の提出	26
3 オンライン手続の拡充	27
4 令和元年会社法・商業登記法改正	27
5 商法の口語化	29
民事訴訟法	30
1 オンライン化	30
民事執行法	31
1 令和元年改正	31
供託法	32
1 登記事項証明書・印鑑証明書	32
司法書士法	33
1 欠格事由（成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律）	33
2 使命・司法書士法人・懲戒	33
刑法	34
1 性犯罪	34
2 侮辱罪の厳罰化と拘禁刑の創設	34
全般	36
1 ウェブ手続の拡充（民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）	36
松本雅典（本公開講座担当講師）	37

直近5年の法改正を総整理！嫡出推定制度の見直し、相続登記の義務化も

【MEMO】

■本レジュメに掲載している改正情報

2018年以降の改正

※よって、以下のような改正は未掲載

【2014年】会社法改正（監査等委員会設置会社の創設など）

【2015年】商業登記規則改正（本人確認証明書、婚姻前の氏の記録の申出制度の創設）
不動産登記令改正・商業登記法改正施行（会社法人等番号）

【2016年】商業登記規則改正（株主リストの創設）

【2017年】民法の債権法改正

民法

1 親子関係

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2022年12月10日	2022年12月16日	原則—下記①～③ :2024年4月1日 例外—下記④ :公布の日(2022年12月16日)	原則 :2024年度～ 例外 :2023年度～	原則 :2024年度向け～ 例外 :2023年度向け～ (*)
主な改正内容				
①再婚禁止期間の廃止(旧民法733条削除、740条改正、743条改正、744条改正、746条削除) ②嫡出推定制度の見直し(新民法772条～778条の4、783条) ③認知の無効の訴えの提訴権者(新民法786条) ④子の人格尊重等(新民法821条、旧民法822条削除)				

* 『【第5版】リアリスティック民法Ⅲ』(※2023年9月発売予定)から対応(2024年度向けリアリスティック一発合格松本基礎講座はレジュメで【第5版】と同内容にする対応)

1. 再婚禁止期間の廃止(旧民法733条削除、740条改正、743条改正、744条改正、746条削除。上記①)

かつては、女のみ再婚禁止期間がありました(旧民法733条)。しかし、令和4年の改正で、再婚禁止期間は廃止されました(旧民法733条削除、740条改正、743条改正、744条改正、746条削除)。再婚禁止期間は、女がすぐに再婚してしまうと、再婚直後に生まれた子が、前夫と後夫のどちらの子かわからなくなってしまうという理由から設けられていました。しかし、令和4年の改正で、再婚直後に生まれた子は原則として後夫の子と推定されることになったので(新民法772条3項。P6※)、再婚禁止期間が不要になったのです。

2. 嫡出推定制度の見直し(新民法772条～778条の4、783条。上記②)

妻が婚姻中に懐胎した子は、その婚姻の夫の子と推定されます(新民法772条1項前段)。不倫の可能性はありますが、普通はその婚姻の夫の子だからです。妻が婚姻前に懐胎し、婚姻が成立した後に生まれた子も、その婚姻の夫の子と推定されます(新民法772条1項後段)。これは、わかりやすくいうと、できちゃった婚のことです。

「婚姻中に懐胎」「婚姻前に懐胎」とありますが、懐胎の日時は通常は正確にはわかりません。そこで、以下の推定規定が置かれています（新民法 772 条 2 項）。

①婚姻の成立の日から 200 日以内に生まれた子（いわゆるできちゃった婚）

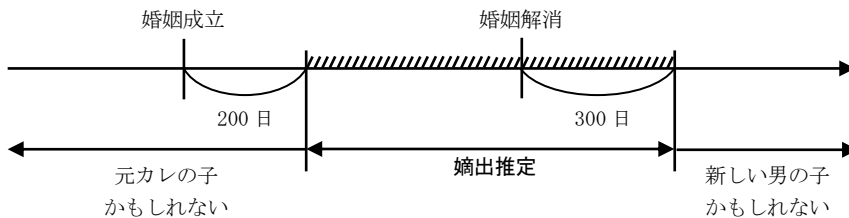
→ 婚姻前に懐胎したものと推定

②婚姻の成立の日から 200 日を経過した後、または、婚姻の解消もしくは取消しの日から 300 日以内に生まれた子

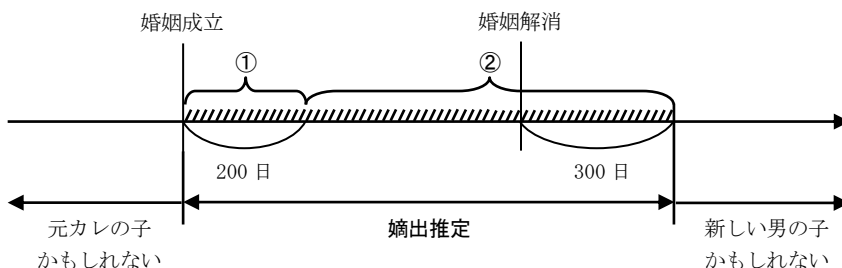
→ 婚姻中に懐胎したものと推定

かつては、②の子は推定が及んでいましたが、①の子は推定が及んでいませんでした。①の子は推定が及んでいなかったため、提訴の期間制限のない親子関係不存在確認の訴え（人事訴訟法 2 条 2 号）という訴えで、いつでも親子関係を否定される可能性がありました。できちゃった婚がかつてよりも増えているにもかかわらず、できちゃった婚の子は、すごく不安定な地位にあったわけです。そこで、令和 4 年の改正で、①の子も、その婚姻の夫の子と推定されるようになり（新民法 772 条 1 項後段）、親子関係を否定するには嫡出否認の訴えによる必要があるとされました。嫡出否認の訴えは、提訴の期間制限があります。

■改正前



■改正後

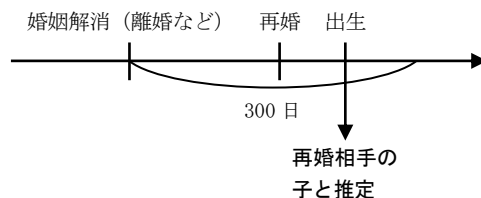


この嫡出推定が働くと、父が「オレの子ではない」と争う方法が嫡出否認の訴えのみとなります。たとえば、婚姻後100日後にCが出生した場合、A男が「Cはオレの子ではない」と主張するには嫡出否認の訴えによるしかありません。

この嫡出否認の訴えは、要件が最も厳しく、父が「オレの子ではない」と否定するのがかなり大変になります。

※前婚の解消もしくは取消しの日から300日以内かつ再婚後に生まれた子

婚姻中に夫婦関係が破綻し、女が婚姻中に不倫をしていることもあります。かつては、離婚後300日以内に不倫相手の男の子を出産すると、不倫相手の男と再婚しても、P5②の推定により、前夫の子と推定されていました。この場合、嫡出否認の訴えで嫡出が否認されないと、戸籍では、父は前夫の子とされていました。それを嫌がり、出生届を出さない人がいました。令和4年11月時点で、無戸籍者793名のうち581名（約73%）がこれが理由でした。そこで、令和4年の改正で、女が子を懐胎した時から子の出生の時までの間に2以上の婚姻をしていたときは、その子は、その出生の直近の婚姻における夫（上記の例だと不倫相手の男）の子と推定するとされました（新民法772条3項）。



3. 認知の無効の訴えの提訴権者（新民法786条。P4③）

認知の無効を主張する以下の①～③の者は、以下の①～③の時から7年以内に限り、反対の事実があることを理由として、認知の無効の訴えを提起することができます。かつては、提訴権者が広く認められ、提訴期間の制限もなかったため、子の地位がいつまで経っても安定しないという問題がありました。そこで、令和4年の改正で、提訴権者が以下の①～③の者とされ、提訴期間が7年に制限されました。

- ①子またはその法定代理人 → 子またはその法定代理人が認知を知った時（民法786条1項1号）
- ②認知をした者 → 認知の時（民法786条1項2号）
- ③子の母 → 子の母が認知を知った時（民法786条1項3号）

4. 子の人格尊重等（新民法 821 条、旧民法 822 条削除。P 4 ④）

■新設された規定

新民法 821 条（子の人格の尊重等）

親権を行う者は、前条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

■削除された規定

旧民法 822 条（懲戒）

親権を行う者は、第 820 条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。

2 物権法・相続法

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2021年4月21日	2021年4月28日	2023年4月1日	2023年度～	2023年度向け～ (*)
主な改正内容				
①相隣関係の改正（新民法 209 条、213 条の 2、213 条の 3、233 条） ②共有の改正（新民法 249 条、251 条、252 条、252 条の 2、258 条、258 条の 2、262 条の 2、262 条の 3、264 条） ③所有者不明不動産管理命令の制度の新設（新民法 264 条の 2～264 条の 8） ④管理不全不動産管理命令の制度の新設（新民法 264 条の 9～264 条の 14） ⑤相続財産の管理、相続財産の清算、遺産分割の改正（新民法 897 条の 2、898 条、904 条の 3、907 条、908 条、918 条、926 条、936 条、940 条、952～958 条の 2）				

* 『【第4版】リアリスティック民法Ⅱ・Ⅲ』から対応（Ⅰは【第3版】から【第4版】の改訂でこの改正による影響なし）

（『【第4版】リアリスティック民法Ⅱ・Ⅲ』の第4版はしがき）

第4版はしがき

令和3年4月、民法の物権法、相続法および不動産登記法の改正がされました。この改正は、以下の2つの社会問題に対応するためのものです。

1. 所有者が不明の不動産が増えている

→ 所有者が不明の不動産を増やさないようにする必要があるとともに、不動産の所有者を探索する負担を軽減する必要がある

平成29年に行われた調査によって、所有者が不明の土地が九州の土地の面積に相当するという推計がされています。

2. 所有者が不明または管理不全の不動産が増えている

→ 所有者が不明または管理不全の不動産の利用や管理をしやすくする必要がある

所有者が不明であると、不動産の管理がされず、隣の土地に木が倒れてきたり土砂が流れ込んできたりするといった事態が生じます。また、所有者が判明していても、所有者が離れた都会に住んでおり、相続した地方にある不動産に関心がなく、まともに管理がされていないといった不動産もあります。さらに、共有者の一部が不明であり、他の

共有者だけではできることが限られるといった問題もあります。

民法の物権法、相続法の改正が主に上記2.に対応するためのもので（相続法の改正は上記1.に対応するためのものもあります）、不動産登記法の改正が主に上記1.に対応するためのものです。

今回の改訂で、これらの改正を反映させました。

令和4年4月
辰巳法律研究所 専任講師
松本 雅典

3 特別養子

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2019年6月7日	2019年6月14日	2020年4月1日	2020年度～	2020年度向け～
主な改正内容				
<p>①養子の年齢</p> <p>(原則) 請求時に15歳未満(新民法817条の5第1項前段)</p> <p>(例外) 以下の2つの要件を充たせば、15歳に達した後でも可(新民法817条の5第2項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・15歳になる前から養親に監護されていた ・15歳に達するまでに請求をできなかったやむを得ない事由がある <p>※審判確定時に18歳未満である必要あり(新民法817条の5第1項後段)</p> <p>※15歳以上だと養子の同意要(新民法817条の5第3項)</p> <p>②手続の見直し(家事事件手続法、児童福祉法)</p>				

4 相続法

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2018年 7月6日	2018年 7月13日	【原則】 2019年7月1日 【例外】 ①自筆証書遺言の要件の緩和（新民法 968条、970条2項、982条） → 2019年1月13日 ②配偶者居住権・配偶者短期居住権（新民法 1028条～1041条） → 2020年4月1日 ③債権法改正の影響のある規定（新民法 998条、1000条の削除、1025条ただし書） → 2020年4月1日	【原則】 2020年度向け～ ①2019年度向け～ ②2020年度向け～ ③2020年度向け～	【原則】 2020年度向け～ ①2019年度向け～ ②2020年度向け～ ③2020年度向け～
主な改正内容				
I (*)	第1編 民法の世界	※なし		
	第2編 総則	※なし		
II (*)	第3編 物権総論	①相続と登記		
	第4編 担保物権	※なし		
III (*)	第5編 債権総論	※なし		
	第6編 契約総論	※なし		
	第7編 契約各論	※なし		
	第8編 法定債権関係	※なし		
	第9編 親族	※なし		
	第10編 相続	①指定相続分 ②特別受益 ③遺産分割 ④自筆証書遺言 ⑤遺言執行者 ⑥配偶者居住権・配偶者短期居住権		

		⑦遺留分
		⑧特別の寄与

* 『リアリスティック民法』の項目立て

5 成人年齢

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2018年6月13日	2018年6月20日	2022年4月1日	2022年度～	2022年度向け～
主な改正内容				
①未成年者が18歳未満に（新民法4条） ②女の婚姻可能年齢が18歳に（新民法731条） ③上記①②により未成年者の婚姻という概念がなくなる（新民法737条参照） ④上記③により成年擬制という概念がなくなる（新民法753条参照） ※養親となれる者は20歳で維持（新民法792条、804条ただし書参照）				

不動産登記法

1 所有者不明不動産の解消

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2021年4月21日	2021年4月28日	下記① : 2023年4月 1日	①2023年度～	①2023年度向け～ (*)
		下記② : 2024年4月 1日	②2024年度～	②2024年度向け～ (*)
		下記③ : 公布日から 5年以内	③2026年度～ (?)	③2026年度向け～ (?) (*)

主な改正内容

①2023年4月1日施行

- ・相続人に対する遺贈を原因とする所有権の移転の登記が単独申請可に（新不登法 63 条 3 項）
- ・休眠登記の抹消手続の簡略化（新不登法 69 条の 2、70 条、70 条の 2）
→ ・令和 4 年 9 月 29 日不動産登記令の改正
・令和 5 年 3 月 20 日不動産登記規則の改正
・令和 5 年 3 月 28 日通達（令 5. 3. 28 民二. 538）の発出

②2024年4月1日施行

- ・所有権の登記名義人が国内に住所を有しないときに国内における連絡先が登記事項に（新不登法 73 条の 2 第 1 項 2 号）
- ・会社法人等番号などが所有権の登記名義人の登記事項に（新不登法 73 条の 2）
- ・相続登記等の義務化（新不登法 76 条の 2、164 条 1 項）
- ・相続人申告登記の新設（新不登法 76 条の 3、164 条 1 項）

③公布日から5年以内に施行

- ・所有者不動産記録証明書の制度の新設（新不登法 119 条の 2）
- ・登記官の職権による不動産登記情報の更新（新不登法 76 条の 4、76 条の 6）
- ・名変登記の義務化（新不登法 76 条の 5、164 条 2 項）

* 『【第4版】リアリステック不動産登記法 I・II』(※2022年7月発売) から対応

(『【第4版】リアリスティック不動産登記法Ⅰ・Ⅱ』の第4版はしがき)

第4版はしがき

令和3年4月、民法の物権法、相続法および不動産登記法の改正がされました。この改正は、以下の2つの社会問題に対応するためのものです。

1. 所有者が不明の不動産が増えている

→ 所有者が不明の不動産を増やさないようにする必要があるとともに、不動産の所有者を探索する負担を軽減する必要がある

平成29年に行われた調査によって、所有者が不明の土地が九州の土地の面積に相当するという推計がされています。

2. 所有者が不明または管理不全の不動産が増えている

→ 所有者が不明または管理不全の不動産の利用や管理をしやすくする必要がある

所有者が不明であると、不動産の管理がされず、隣の土地に木が倒れてきたり土砂が流れ込んできたりするといった事態が生じます。また、所有者が判明していても、所有者が離れた都会に住んでおり、相続した地方にある不動産に関心がなく、まともに管理がされていないといった不動産もあります。さらに、共有者の一部が不明であり、他の共有者だけではできることが限られるといった問題もあります。

民法の物権法、相続法の改正が主に上記2.に対応するためのもので（相続法の改正は上記1.に対応するためのものもあります）、不動産登記法の改正が主に上記1.に対応するためのものです。

今回の改訂で、これらの改正を反映させました。

令和4年6月
辰巳法律研究所 専任講師
松本 雅典

■令和4年9月29日の不動産登記令の改正に伴う『【第4版】リアリスティック不動産登記法Ⅰ・Ⅱ』の修正

		修正前	修正後
不動産登記法Ⅰ 【第4版】	P69／①	(不登令7条3項 <u>1</u> 号)	(不登令7条3項 <u>2</u> 号)
	P69／②の上	※追加	①' <u>売買契約の日から10年を経過している場合に登記権利者が単独で買戻権の抹消の登記を申請する場合(不登令7条3項1号)</u> P376(2)の場合です(不登法69条の2)。 <u>売買契約の日</u> は、 <u>登記記録から明らかだから</u> です。
	P69／④	(不登令7条3項 <u>2</u> 号, <u>3</u> 号, <u>4</u> 号)	(不登令7条3項 <u>3</u> 号, <u>4</u> 号, <u>5</u> 号)
	P101／②	不登令別表30添付情報 <u>ロ</u>	不登令別表30添付情報 <u>ハ</u>
	P166／下から5行目	不登令7条3項 <u>1</u> 号	不登令7条3項 <u>2</u> 号
	P185／①	不登令7条3項 <u>1</u> 号か <u>っこ書</u>	不登令7条3項 <u>2</u> 号か <u>っこ書</u>
	P200／④	不登令別表30添付情報 <u>ロ</u>	不登令別表30添付情報 <u>ハ</u>
	P243／(a)②	不登令別表30添付情報 <u>ロ</u>	不登令別表30添付情報 <u>ハ</u>
	P257／④	不登令別表30添付情報 <u>ロ</u>	不登令別表30添付情報 <u>ハ</u>
	P268／④	不登令別表30添付情報 <u>ロ</u>	不登令別表30添付情報 <u>ハ</u>
	P303／②	不登令別表30添付情報 <u>ロ</u>	不登令別表30添付情報 <u>ハ</u>
	P306／④	不登令別表30添付情報 <u>ロ</u>	不登令別表30添付情報 <u>ハ</u>

P311／②	不登令別表 30 添付情報 <u>ロ</u>	不登令別表 30 添付情報 <u>ハ</u>
P316／④	不登令別表 30 添付情報 <u>ロ</u>	不登令別表 30 添付情報 <u>ハ</u>
P334／④	不登令別表 30 添付情報 <u>ロ</u>	不登令別表 30 添付情報 <u>ハ</u>
P345／①	不登令別表 26 添付情報 <u>ホ</u>	不登令別表 26 添付情報 <u>ヘ</u>
P346／⑥	不登令別表 26 添付情報 <u>ヘ</u>	不登令別表 26 添付情報 <u>ト</u>
P352／①	不登令別表 26 添付情報 <u>ホ</u>	不登令別表 26 添付情報 <u>ヘ</u>
P352／⑥	不登令別表 26 添付情報 <u>ヘ</u>	不登令別表 26 添付情報 <u>ト</u>
P367／②	不登令別表 26 添付情報 <u>ヘ</u>	不登令別表 26 添付情報 <u>ト</u>
P376／①	不登令別表 26 添付情報 <u>ホ</u>	不登令別表 26 添付情報 <u>ヘ</u>
P376／②の上	※追加	※ただし、上記3.(2)の場合、 <u>登記原因証明情報は、提供する必要はありません(不登令7条3項1号。P69①)</u> 。 <u>売買契約の日は、登記記録から明らかだからです。</u>
P376／⑥	不登令別表 26 添付情報 <u>ヘ</u>	不登令別表 26 添付情報 <u>ト</u>
P490／⑤	不登令別表 26 添付情報 <u>ヘ</u>	不登令別表 26 添付情報 <u>ト</u>
P497／①	不登令別表 26 添付情報 <u>ホ</u>	不登令別表 26 添付情報 <u>ヘ</u>
P498／⑤	不登令別表 26 添付情報 <u>ヘ</u>	不登令別表 26 添付情報 <u>ト</u>
P506／②	不登令別表 26 添付情報 <u>チ</u>	不登令別表 26 添付情報 <u>リ</u>
P506／③	不登令別表 26 添付情報	不登令別表 26 添付情報 <u>ヌ</u>

		<u>リ</u>	
不動産登記法Ⅱ 【第4版】	P154／①	不登令別表 26 添付情報 <u>ホ</u>	不登令別表 26 添付情報 <u>ヘ</u>
	P154／⑤	不登令別表 26 添付情報 <u>ヘ</u>	不登令別表 26 添付情報 <u>ト</u>
	P182／5 行目	不登令別表 26 添付情報 <u>ヘ</u>	不登令別表 26 添付情報 <u>ト</u>
	P245／④	不登令別表 30 添付情報 <u>ロ</u>	不登令別表 30 添付情報 <u>ハ</u>
	P283／④	不登令別表 30 添付情報 <u>ロ</u>	不登令別表 30 添付情報 <u>ハ</u>
	P300／⑥	不登令別表 26 添付情報 <u>ヘ</u>	不登令別表 26 添付情報 <u>ト</u>
	P358／下から 7 行目	不登令 7 条 3 項 <u>2</u> ～ <u>4</u> 号	不登令 7 条 3 項 <u>3</u> ～ <u>5</u> 号
	P403／②の上	※追加	<u>【弁済期から 30 年の経過および解散から 30 年の経過による法人の休眠担保権の単独抹消】(不登令別表 26 添付情報ホ (1) (2))</u> <u>i 被担保債権の弁済期を証する情報</u> <u>ii 共同して登記の抹消の申請をすべき法人の解散の日を証する情報</u>
	P403／④	不登令別表 26 添付情報 <u>ヘ</u>	不登令別表 26 添付情報 <u>ト</u>
P403／下から 3 つ目の※の上	※追加	<u>【弁済期から 30 年の経過および解散から 30 年の経過による法人の休眠担保権の単独抹消】(不登令別表 26 添付情報ホ (3))</u> <u>法第 70 条第 2 項に規定する</u> <u>方法により調査を行ってもなお法人の清算人の所在が判明</u>	

			<u>しないことを証する情報</u> が当たります。
	P409／④	不登令別表 26 添付情報 <u>へ</u>	不登令別表 26 添付情報 <u>ト</u>
	P422／④	不登令別表 30 添付情報 <u>ロ</u>	不登令別表 30 添付情報 <u>ハ</u>
	P465／②	不登令別表 30 添付情報 <u>ロ</u>	不登令別表 30 添付情報 <u>ハ</u>

■令和5年3月20日の不動産登記規則の改正に伴う『【第4版】リアリスティック不動産登記法Ⅰ・Ⅱ』の修正

		修正前	修正後
不動産登記法Ⅱ 【第4版】	P399／12行目	定められることが <u>予定</u> されています。	定められました（ <u>不登規 152 条の2</u> ）。
	P399／15行目	不要とされる <u>予定</u> なのです。	不要とされています。

■令和5年3月28日の通達の発出に伴う『【第4版】リアリスティック不動産登記法Ⅰ・Ⅱ』の修正

		修正前	修正後
不動産登記法Ⅰ 【第4版】	P234／3行目の下	※追加	<u>※以下の⑥⑦の登記も、登記原因は記載するが登記原因日付は記載しないとされました。</u> <u>⑥不動産登記法第 69 条の2の規定による抹消を原因とする買戻権の抹消の登記（令5.3.28民二.538）</u> <u>⑦不動産登記法第 70 条の2の規定による抹消を原因とする法人の休眠担保権の抹消の登記（令5.3.28民二.538）</u>
	P256／9行目	（4）添付情報（ <u>受遺者が相続人以外の</u>	（4）添付情報

		者である場合)	
P256／10～11行目		<p>*本書執筆時点で、 <u>上記(3)(b)の「受遺者が相続人である場合」の添付情報は不明であるため、この(4)では、P255(a)の「受遺者が相続人以外の者である場合」の添付情報について記載します。</u></p>	<p><u>(a) 受遺者が相続人以外の者である場合</u></p>
P258／下から9行目の下	※追加		<p><u>(b) 受遺者が相続人である場合</u> <u>①登記原因証明情報</u> (不登法 61条, 不登令別表 30 添付情報ロ) 具体的には、以下の3つの情報が当たります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>遺言書</u> <u>遺言書に遺贈の旨が記載されるため、これはもちろん提供します。</u> ・<u>死亡を証する情報</u> (<u>戸籍全部事項証明書</u>等) <u>死亡を証する情報も提供する必要があるのは、遺言は遺言者が死亡しないと効力が生じないからです (民法 985 条 1 項)。</u> ・<u>遺贈を受けた相続人 (受遺者) が遺贈者の相続人であることを証する情報</u> (<u>戸籍一部事項証明書</u>等) <u>受遺者が相続人であるため単独申請が認められるので (不登法 63 条 3 項)、相続人であることを証する必要があります。</u>

		<p>②<u>住所証明情報</u>（不登令別表 30 添付情報ハ） P101 の「住所証明情報の提供が要求される場合②」に当たるため、提供します。</p> <p>③<u>代理権限証明情報</u>（不登令 7 条 1 項 2 号） <u>※登記識別情報は、提供しません</u>（不登法 22 条参照）。<u>単独申請だからです</u>（P77～78 の「登記識別情報の提供の要否の基本的な判断基準」）。 <u>※印鑑証明書は、提供しません。</u> <u>所有権の登記名義人が登記義務者とならないからです</u>（P93 の「『認印でよいか』『実印で押印し印鑑証明書の提供が要求されるか』の判断基準」）。<u>登記権利者の単独申請ですので、登記義務者は申請しません。</u></p>
P271／7 行目	通達が発出される <u>こと</u> が予定されています。	通達が発出されました（令 5. 3.28 民二.538）。
P284／下から 2 ～ 3 行目	氏名は「 <u>亡A妻</u> B 胎児」などと <u>父（A）と母（B）</u> の氏名を使って登記し（ <u>明 31.10.19 民 刑 1406</u> ），	氏名は「B 胎児」などと母（B）の氏名を使って登記し（ <u>令 5. 3.28 民二.538</u> ），
P285／下から 6 行目	<u>亡A妻</u> B 胎児	B 胎児
P285／下から 3 行目	<u>亡A妻</u> B 胎児の	B 胎児の
P286／10 行目	<u>亡A妻</u> B 胎児	B 胎児

P286／(a)の2 ～3行目	氏名は「 <u>亡A妻</u> B胎児」などと父(A)と母(B)の氏名を使って登記し(明31.10.19民刑1406),	氏名は「B胎児」などと母(B)の氏名を使って登記し(令5.3.28民二.538),
P287／申請例の3 行目	<u>亡A妻</u> B胎児の	B胎児の
P287／下から5行 目	<u>亡A妻</u> B胎児	B胎児
P287／下から3行 目	<u>亡A妻</u> B胎児の	B胎児の
P290／申請例の7 行目	<u>亡A妻</u> B胎児	B胎児
P290／申請例の10 行目	<u>亡A妻</u> B胎児の	B胎児の
P290／申請例の11 行目	<u>亡A妻</u> B胎児の	B胎児の
P290／申請例の13 行目	<u>亡A妻</u> B胎児の	B胎児の
P290／*の1行目	<u>亡A妻</u> B胎児の	B胎児の
P290／*の2行目	<u>亡A妻</u> B胎児の	B胎児の
P290／下から1行 目	<u>亡A妻</u> B胎児	B胎児
P293／14行目	<u>Bは、Aの妻ではないからです。</u>	※削除
P327／下から9行 目の下	※追加	<p>※P329～330(b)の場合は、以下のとおり記載します(令5.3.28民二.538)。</p> <p>①「<u>年月日遺産分割</u>」 年月日は、遺産分割の成立した日を記載します。</p> <p>②「<u>年月日相続放棄</u>」 年月日は、相続の放棄の申述が受理された日を記載します。</p> <p>③「<u>年月日特定財産承継遺言</u>」</p>

			<p><u>年月日は、特定財産承継遺言の効力の生じた日を記載します。</u></p> <p>④「<u>年月日遺贈</u>」</p> <p><u>年月日は、遺贈の効力の生じた日を記載します。</u></p> <p><u>「錯誤」としてしまうと、他の原因だと思われてしまう可能性があるからです。</u></p>
	P329／下から2行目	通達が発出される <u>ことが予定されています。</u>	通達が発出され <u>ました</u> （令5.3.28民二.538）。
	P333／5～6行目	通達が発出される <u>ことが予定されています。</u>	通達が発出され <u>ました</u> （令5.3.28民二.538）。
	P375／10行目の下	※追加	※P376（2）の場合は、「 <u>不動産登記法第69条の2の規定による抹消</u> 」と記載し、年月日は記載しません（令5.3.28民二.538）。
不動産登記法Ⅱ 【第4版】	P323／12行目の下	※追加	※ <u>ただし、受遺者が相続人である場合の遺贈を原因とする所有権の移転の登記の前提としての被相続人の名変登記は、同一人であることを証する情報を提供することによって省略できるという見解が、法務局が発表した申請例で示されています。しかし、令和5年3月の通達では言及されていませんし、先例もまだ出ていないため、現時点では不明です。</u>
	P402／5行目の下	※追加	※ <u>弁済期から30年の経過および解散から30年の経過による法人の休眠担保権の単独抹消の</u>

			<p>場合は、「<u>不動産登記法第70条の2の規定による抹消</u>」と記載し、年月日は記載しません（令5.3.28民二.538）。</p>
P403／②の上	※追加		<p>【<u>弁済期から30年の経過および解散から30年の経過による法人の休眠担保権の単独抹消</u>】 <u>（不登令別表26添付情報ホ（1）（2））</u></p> <p>i <u>被担保債権の弁済期を証する情報</u> 具体的には、<u>金銭消費貸借契約証書</u>、<u>弁済猶予証書</u>、<u>債権の弁済期の記載がある不動産の閉鎖登記簿謄本</u>などが当たります（令5.3.28民二.538）。</p> <p>ii <u>共同して登記の抹消の申請をすべき法人の解散の日を証する情報</u> 具体的には、共同して登記の抹消の申請をすべき法人の<u>登記事項証明書</u>などが当たります（令5.3.28民二.538）。</p>
P403／下から3つ目の※の上	※追加		<p>【<u>弁済期から30年の経過および解散から30年の経過による法人の休眠担保権の単独抹消</u>】 <u>（不登令別表26添付情報ホ（3））</u></p> <p><u>法第70条第2項に規定する方法により調査を行ってもなお共同して登記の抹消をすべき法人の清算人の所在が判明しないことを証する情報</u>（具体的には、<u>不動産登記法第70条第2項に規定する方法による調査の結果を記</u></p>

			載した報告書。令5.3.28民 二.538) が当たります。
--	--	--	-----------------------------------

申請例 —— 遺贈を原因とする所有権の移転の登記③（受遺者が相続人である場合）

事例：建物を所有しているA（甲区1番でA名義の所有権の保存の登記がされている）は、令和5年6月28日、死亡した。Aは生前、「所有している建物をBに遺贈する。」旨の公正証書遺言を作成していた。Aの相続人は、子Bのみである。この建物の課税標準の額は、1000万円である。

登記の目的	所有権移転
原因	令和5年6月28日遺贈
権利者	（申請人）B
義務者	A
添付情報	登記原因証明情報（Aの遺言書、Aの戸籍全部事項証明書等、Bの戸籍一部事項証明書等） 住所証明情報（Bの住民票の写し） 代理権限証明情報（Bの委任状）
課税価格	金1000万円
登録免許税	金4万円

2 借地借家法（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律）

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2021年5月12日	2021年5月19日	2022年5月18日	2023年度～	2023年度向け～ （*）
主な改正・変更内容				
①一般定期借地権の特約が電磁的記録でも可能に（新借地借家法22条2項）				
②定期建物賃貸借の特約が電磁的記録でも可能に（新借地借家法38条2項）				
③取壊し予定の建物の賃貸借の特約が電磁的記録でも可能に（新借地借家法39条3項）				

* 『【第4版】リアリスティック不動産登記法I・II』（※2022年7月発売）から対応

3 法人の印鑑証明書の提供・登記事項証明書の作成期限

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2020年3月30日	2020年3月30日	2020年3月30日	2020年度～	2020年度向け～
通達：令和2年3月30日法務省民二第318号				
主な改正・変更内容				
<p>①以下の場合に、会社法人等番号を提供すれば印鑑証明書の提供が不要に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請人である法人が申請情報または委任状に実印で押印する必要がある場合（新不登規48条1号、49条2項1号） ・法人が同意証明情報または承諾証明情報に実印で押印する必要がある場合（新不登規50条2項、48条1号） <p>②会社法人等番号を有する法人の代表者の資格を証する情報として登記事項証明書を提出する場合の登記事項証明書、および、支配人の代理権限を証する情報として登記事項証明書を提出する場合の登記事項証明書の作成期限が1か月から3か月に（新不登規36条2項）</p>				

4 相続法

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2018年 7月6日	2018年 7月13日	【原則】2019年7月1日 【例外】	【原則】2020年度 向け～	【原則】2020年度 向け～
通達：令和元年6月27日法 務省民二第68号 (相続法改正一般) 令和2年3月30日法 務省民二第324号 (配偶者居住権)		①自筆証書遺言の要件の 緩和（新民法968条、 970条2項、982条） → 2019年1月13日 ②配偶者居住権・配偶者 短期居住権（新民法 1028条～1041条） → 2020年4月1日 ③債権法改正の影響のあ る規定（新民法998 条、1000条の削除、 1025条ただし書） → 2020年4月1日	①2019年度向け～ ②2020年度向け～ ③2020年度向け～	①2019年度向け～ ②2020年度向け～ ③2020年度向け～
主な改正・変更内容				
①登記できる権利に配偶者居住権が追加 ②遺言執行者の地位 ③特定財産承継遺言（「特定の相続財産を」「特定の相続人に」「相続させる」旨の遺言） ④配偶者居住権の登記（利用権の登記）				

会社法・商法・商業登記法

1 旧氏の記録、住所非表示措置

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2022年8月18日	2022年8月18日	2022年9月1日	2023年度～	2023年度向け～ (*)
通達：令和4年8月25日法務省民商第411号				
主な改正・変更内容				
①婚姻だけでなく離婚や養子縁組などの場合でも旧氏の記録が可能に（新商登規 81 条の 2） ②旧氏の記録の申出が登記申請と同時になくても申出のみ可能に（令4.8.25民商411） ③住所が記録される自然人（代表取締役、支配人など）がDVやストーカー行為等の被害者である場合に住所非表示措置の申出が可能に（新商登規 31 条の 2） ④旧氏の記録の申出および住所非表示措置の申出をオンラインで可能に（オンラインによる登記申請と同時にする場合に限る。新商登規 101 条 1 項 1 の 2 号）				

* 『【第3版】リアリスティック会社法・商法・商業登記法Ⅰ』（※2023年4月中旬発売）から対応

2 管轄外の本店移転の登記を申請する場合の印鑑の提出

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2022年6月2日	2022年6月2日	2022年6月2日	2023年度～	2023年度向け～ (*)
主な改正・変更内容				
①管轄外の本店移転の登記を申請する場合の印鑑の提出を旧所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない旨を商業登記規則に定める改正（新商登規9条11項〔→2023年6月12日の商業登記規則の改正で12項に〕、12項〔→2023年6月12日の商業登記規則の改正で13項に〕、65条1項）				

* 『【第3版】リアリスティック会社法・商法・商業登記法Ⅱ』（※2023年4月中旬発売）から対応

3 オンライン手続の拡充

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2022年3月7日	2022年3月7日	2022年3月7日	2022年度～	2022年度向け～ (*)
主な改正・変更内容				
①以下の手続がオンラインで可能に ・電子証明書の使用の廃止の届出（新商登規 101 条 1 項 4 号） ・電子証明書の使用の再開の届出（新商登規 101 条 1 項 5 号） ・電子証明書による証明の再度の請求（新商登規 101 条 1 項 7 号）				

* 『【第3版】リアリステック会社法・商法・商業登記法Ⅱ』（※2023年4月中旬発売）から対応

4 令和元年会社法・商業登記法改正

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2019年12月4日	2019年12月11日	①原則 : 2021年3月1日	①2021年度～	①2021年度向け～ (*)
商業登記規則の改正：2021年1月29日 通達：令和3年1月29日民商第10号 （商業登記法・商業登記規則改正） 令和3年1月29日民商第14号 （会社法改正） 令和4年8月3日民商第378号		②印鑑届の義務の 廃止 : 2021年2月15日	②2021年度～	②2021年度向け～ (*)
		③電子提供措置、 支店所在地にお ける登記の廃止 : 2022年9月1日	③2023年度～	③2023年度向け～ (*)
主な改正内容				
【会社法】 ①電子提供措置の新設（新会社法 325 条の 2、911 条 3 項 12 号の 2） ②議案の要領の通知請求権の議案の数の制限（新会社法 305 条 4 項 柱書） ③書面による議決権行使書面などの閲覧請求の際の理由の明示および株式会社の請求拒絶事由（新会社法 310 条 7 項、8 項、311 条 4 項、5 項、312 条 5 項、6 項） ④成年被後見人・被保佐人が取締役、監査役、執行役の欠格事由に非該当（会社法 331 条 1 項 2 号の削除、新会社法 331 条の 2、335 条 1 項、402 条 4 項）				

- ⑤ 社外取締役の設置の義務化（新会社法 327 条の 2）
 - ⑥ 社外取締役への業務の執行の委託の新設（新会社法 348 条の 2）
 - ⑦ 取締役の報酬の明文化（新会社法 361 条）
 - ⑧ 補償契約・役員等のために締結される保険契約の明文化（新会社法 430 条の 2、430 条の 3）
 - ⑨ 上場企業がする取締役の報酬等としての募集株式の発行等・新株予約権の発行の新設（新会社法 202 条の 2、236 条）
 - ⑩ 社債管理補助者の新設（新会社法 714 条の 2 本文）
 - ⑪ 株式交付の新設（新会社法 2 条 32 号の 2）
 - ⑫ 株主による責任追及等の訴え（いわゆる株主代表訴訟）における和解の際の監査役などの同意の新設（新会社法 849 条の 2）
- 【商業登記法】
- ① 印鑑届義務の廃止（旧商登法 20 条削除）
 - ② 新株予約権の登記の登記事項（算定方法）の改正（新会社法 911 条 3 項 12 号へかっこ書）
 - ③ 支店所在地における登記の廃止

* 『【第 2 版】リアリスティック会社法・商法・商業登記法 I・II』から対応（ただし、電子提供措置の本格対応は『【第 3 版】リアリスティック会社法・商法・商業登記法 I』〔※2023 年 4 月中旬発売〕から）

申請例 ——— 電子提供措置の定めの設定の登記

- | | |
|------------|--|
| 1. 登記の事由 | 電子提供措置をとる旨の定款の定めの設定 |
| 1. 登記すべき事項 | 令和6年6月28日設定
電子提供措置に関する規定
当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 |
| 1. 登録免許税 | 金3万円 |
| 1. 添付書面 | 株主総会議事録 1通
株主リスト 1通
委任状 1通 |

5 商法の口語化

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2018年5月18日	2018年5月25日	2019年4月1日	2019年度～	2019年度向け～
主な改正・変更内容				
①口語化 ②運送契約など一部の規定の改正				

民事訴訟法

1 オンライン化

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2022年 5月18日	2022年 5月25日	①全面施行 : 公布日から4年以内 ②例外1 : 令和5年2月20日 ③例外2 : 令和5年3月1日 ④例外3 : 公布日から2年以内	①2026年度～(?) ②2023年度～ ③2023年度～ ④2024年度～(?)	①2026年度～(?) (*) ②2023年度～ (*) ③2023年度～ (*) ④2024年度～(?)

主な改正内容

【原則】

- ・ 訴訟手続のオンライン化

【例外1】

- ・ 住所、氏名等の秘匿制度（新民訴法133条～133条の4）

【例外2】

- ・ 弁論準備手続の双方不出頭が可能に（電話会議、ウェブ会議。新民訴法170条3項）
- ・ 電話会議、ウェブ会議による和解期日が可能に（新民訴法89条2項）

【例外3】

- ・ ウェブ会議による口頭弁論期日（新民訴法87条の2）

* 例外1～3は『【第2版】リアリスティック民事訴訟法・民事執行法・民事保全法』（※2023年4月中旬発売）から対応

民事執行法

1 令和元年改正

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2019年5月10日	2019年5月17日	2020年4月1日	2020年度～	2020年度向け～
主な改正内容				
①債務者財産の開示制度の実効性の向上 i 財産開示手続の見直し ・申立権者の範囲を拡大（新民執法 197 条 1 項柱書） ・罰則を刑事罰に（新民執法 213 条 1 項 5 号、6 号） ii 債務者以外の第三者からの情報取得手続を新設（新民執法 204 条～211 条） ②不動産競売における暴力団員の買受け防止（新民執法 65 条の 2、68 条の 4、71 条 5 号） ③子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化（新民執法 174 条～176 条） ④差押禁止債権の範囲変更の制度の周知（新民執法 145 条 4 項、155 条 2 項、159 条 6 項） ⑤債権執行事件の終了の規定の新設（新民執法 155 条 5～8 項）				

供託法

1 登記事項証明書・印鑑証明書

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2022年4月28日	2022年4月28日	2022年9月1日	2023年度～	2023年度向け～ (*)
通達：令和4年8月1日法務省民商第376号				
主な改正・変更内容				
<p>①登記された会社・法人の代表者の資格を証する登記事項証明書（支配人等の代理権限証明書等を含む。）について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律11条の規定に基づき、その添付または提示を省略することが可能に（令4.8.1.民商376）</p> <p>②簡易確認手続の利用が供託所と代表者・支配人の代表権・代理権を証明すべき登記所が同一でなくても可能に（新供託規則14条1項後段）</p> <p>③執行供託の払渡請求の際に支払証明書が不要となる場合（支払委託書の記載から供託物の払渡しを受けるべき者であることが明らかとなる場合）の規定の追加（新供託規則30条2項）</p> <p>④払渡請求の際に印鑑証明書の添付を省略できる場合（裁判所書記官が作成した印鑑証明書添付した場合）を追加（新供託規則26条3項6号）</p>				

* 『【第2版】リアリスティック供託法・司法書士法』（※2022年7月発売）から対応

司法書士法

1 欠格事由（成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律）

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2019年6月7日	2019年6月14日	2019年9月14日	2020年度～	2020年度向け～
主な改正内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・成年被後見人・被保佐人が欠格事由ではなくなる（新司法書士法5条2号） ただし、心身の故障により司法書士の業務を行うことができない場合は、登録を拒否されたり（新司法書士法10条1項2号）、登録後に登録が取り消されたりすることがある（新司法書士法16条1項2号、2項）。 				

2 使命・司法書士法人・懲戒

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2019年6月6日	2019年6月12日	2020年8月1日	2021年度～	2021年度向け～
主な改正内容				
<ul style="list-style-type: none"> ①司法書士の使命の明記（新司法書士法1条） ②司法書士法人の社員が1人でOKに（新司法書士法32条1項、44条） ③懲戒手続の適正・合理化 <ul style="list-style-type: none"> ・懲戒権者が法務大臣に変更（新司法書士法47条柱書、48条1項柱書） ・懲戒手続中に清算が終了した司法書士法人への懲戒処分が可能に（新司法書士法48条2項） ・戒告処分においても聴聞を保障（新司法書士法49条3項） ・懲戒に7年の除斥期間を新設（新司法書士法50条の2） 				

刑法

1 性犯罪

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2023年6月16日	2023年6月23日	2023年7月13日	2024年度～	2024年度向け～ (*)
主な改正内容				
①強制わいせつ罪が不同意わいせつ罪に（新刑法 176 条）				
②強制性交等罪が不同意性交等罪に（新刑法 177 条）				

*2024年度向けリアリスティック一発合格松本基礎講座は、レジュメで対応の予定

2 侮辱罪の厳罰化と拘禁刑の創設

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2022年6月13日	2022年6月17日	下記① : 2022年7月 7日 下記② : 公布日から 3年以内	①2023年度～ ②2025年度～ (?)	①2023年度向け～ (*) ②2025年度向け～ (?)
主な改正・変更内容				
①侮辱罪の厳罰化（刑罰に「1年以下の懲役・禁錮」「30万円以下の罰金」を追加。新刑法 231 条）				
②懲役刑と禁錮刑を拘禁刑に一本化				

*2024年度向けリアリスティック一発合格松本基礎講座は、上記①についてレジュメで対応の予定

	修正前	修正後
P78 ／下から7～6行目	拘留または科料のみに処すべき罪 (<u>刑法典には侮辱罪〔刑法 231 条〕</u> <u>しかありません</u>)	拘留または科料のみに処すべき罪 (<u>刑法典にはありません</u>)
P145 ／7行目	事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、 <u>拘留又は科料</u> に処する。	事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、 <u>1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料</u> に処する。

全般

1 ウェブ手続の拡充（民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2023年 6月6日	2023年 6月14日	①全面施行 : 公布日から5年以内 ②公正証書のデジタル化（公正証書遺言のオンライン化など） : 公布日から2年6か月以内 ③ウェブ会議等を利用した期日への参加、債務名義の正本等の提出の省略等 : 民事訴訟のオンライン化の施行日（2022年5月25日から4年以内）	①2028年度～(?) ②2026年度～(?) ③2026年度～(?)	①2028年度～(?) ②2026年度～(?) ③2026年度～(?)
主な改正内容				
民事訴訟のオンライン化（P30）に伴い、民事裁判手続もオンライン化 【司法書士試験に関する法令の改正】 <ul style="list-style-type: none"> ・民法 ・会社法 ・商業登記法 ・民事執行法 ・民事保全法 ・司法書士法 ・借地借家法 ・公証人法 				

松本雅典（本公開講座担当講師）

担当講座		基礎講座「リアリスティック一発合格松本基礎講座」（全129回） 演習講座「過去問手薄分野カバーリアリスティック択一演習」（全4回）
著書	一般書	『試験勉強の「壁」を超える50の言葉』（自由国民社）
	勉強法	『【第4版】司法書士5ヶ月合格法』（自由国民社） ★2023年3月下旬発売★
		『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 5ヶ月合格法』（すばる舎）
	テキスト	『【第4版】司法書士試験 リアリスティック1 民法I [総則]』（辰巳法律研究所） ★2023年1月上旬発売★
		『【第4版】司法書士試験 リアリスティック2 民法II [物権]』（辰巳法律研究所）
		『【第5版】司法書士試験 リアリスティック3 民法III [債権・親族・相続]』（辰巳法律研究所） ★2023年9月発売予定★
		『【第4版】司法書士試験 リアリスティック4 不動産登記法I』（辰巳法律研究所）
		『【第4版】司法書士試験 リアリスティック5 不動産登記法II』（辰巳法律研究所）
		『【第3版】司法書士試験 リアリスティック6 会社法・商法・商業登記法I』（辰巳法律研究所） ★2023年4月中旬発売★
		『【第3版】司法書士試験 リアリスティック7 会社法・商法・商業登記法II』（辰巳法律研究所） ★2023年4月中旬発売★
		『【第2版】司法書士試験 リアリスティック8 民事訴訟法・民事執行法・民事保全法』（辰巳法律研究所） ★2023年4月中旬発売★
		『【第2版】司法書士試験 リアリスティック9 供託法・司法書士法』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック10 刑法』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック11 憲法』（辰巳法律研究所）
	記述	『【第2版】司法書士 リアリスティック不動産登記法 記述式』（日本実業出版社）
		『【第2版】司法書士 リアリスティック商業登記法 [記述式] 解法』（日本実業出版社）
『リアリスティック記述式問題集・基本編 —— 不動産登記・商業登記』 ★2023年7月中旬発売★		
ネットメディア	All About で連載中 https://allabout.co.jp/gm/gt/2754/	
運営サイト	司法書士試験リアリスティック https://sihousyosisisikenn.jp/	

Twitter	松本 雅典（司法書士試験講師）@matumoto_masa https://twitter.com/matumoto_masa
Instagram	matumoto_masanori https://www.instagram.com/matumoto_masanori/
YouTube	YouTube チャンネル「松本雅典・司法書士試験講師」 https://www.youtube.com/channel/UC5VzGCorztw_bI13xnySI2A

あなたの熱意

辰巳の誠意

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6

TEL03-3360-3371（代表） <https://service.tatsumi.co.jp/>

大阪本校：〒530-0027 大阪市北区堂山町1番5号三共梅田ビル8階 TEL06-6311-0400（代表）